制定

(目的)

第1条 この要領は、周防大島町が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)の請負契約に係る条件付き一般競争入札(以下「条件付き一般競争入札」という。)の実施に関し、周防大島町財務規則(平成16年周防大島町規則第47号。以下「規則」という。)によるほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象建設工事等)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる建設工事等(以下「対象工事」という。) は、周防大島町建設工事等指名審査会の審議を経て決定する。

(条件付き一般競争入札の公告等)

- 第3条 町長は、条件付き一般競争入札を実施するときは、規則第111条に掲げる事項を公告するとともに、建設工事等の概要を公表する。
- 2 公告期間は、15日(土日祝祭日を除く)以上とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、10日に短縮できる。
- 3 公告の方法は、町ホームページ及び業界紙を活用し、幅広く情報提供を行う。 (入札参加資格要件)
- 第4条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格要件」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる全対象工事共通の入札参加資格要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない こと。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第28条第3 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
 - ウ 周防大島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領(平成17年制定)による指名停止期間中でないこと。
 - (2) 次に掲げる事項について、対象工事ごとに定める入札参加資格要件を満たし

ていること。

- ア 対象工事に対応した工種について、周防大島町入札参加資格業者名簿の登録の有無について。
- イ 対象工事と同種かつ同程度の施工実績に関すること。
- ウ 対象工事に配置を予定する技術者に関すること。
- エ 対象工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評定値に関すること。
- オ 対象工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業の許可に 関すること。
- カ事業所の所在地に関すること。
- キ 前各号に掲げる要件を満たしている者のほか、対象工事ごとに特に必要と 認めて定める要件を満たしている者。

(入札参加資格確認申請書等の提出及び受付)

- 第5条 町長は、条件付き一般競争入札に参加する者(以下「入札参加希望者」という。)の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から次の入札参加資格 確認資料(以下「資料」という。)を提出させる。
 - (1) 条件付き一般競争入札参加申請書(様式第1号)
 - (2) 同種・同規模工事等の施工実績調書(様式第2号)
 - (3) 配置予定技術者の資格・工事等経験調書(様式第3号)
 - (4) 総合評定値通知書の写し
 - (5) 建設業許可通知書の写し
 - (6) 監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書面
 - (7) その他必要な書類
- 2 資料の提出方法は、周防大島町郵便入札実施要綱(平成18年周防大島町告示第 14号。以下「郵便入札実施要綱」という。)による入札書を郵送する外封筒の中 に入れて提出させる。なお、入札参加申請書は、別に提出させることができる。
- 3 第2項に規定する方法で資料を提出しない者又は町長が入札参加資格がないと 認めた者は、当該入札に参加することができない。
- 4 資料の受付期間及び提出方法を公告において明らかにする。
- 5 入札参加希望者が特定建設工事共同企業体であるときは、資料の他、共同企業

体特定建設共同企業体協定書等を提出させる。

(入札の方法)

- 第6条 入札は、郵便入札実施要綱による郵便入札により実施し、公告で指定した 日時、場所において行う。
- 2 開札後、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は予定価格と最低制限価格の範囲内)で、最低の入札価格を応札した者(以下「落札候補者」という。)を決定する。

(落札候補者の審査及び落札者の決定)

- 第7条 町長は、開札終了後速やかに、落札候補者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かを審査(以下「資格審査」という。)し、落札者として決定する。この場合、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者から順次資格審査し、落札者を決定できるまで行うものとする。
- 2 前項の資格審査の結果における落札候補者が、当該資格審査以降において無効 又は失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札者を決定するもの とする。
- 3 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については資格審査を行わない。
- 4 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書(様式第4号)によりとりまとめ、資格審査の結果、当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した落札候補者に対して、入札参加資格要件不適格通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 5 町長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に電話により 連絡する。

(同価格の落札候補者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第8条 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の応札者が2人以上あるときは、 当該応札者全員を落札候補者に決定し、資格審査をする。
- 2 資格審査の結果、当該入札参加資格要件を満たすと認められた者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 3 資格審査の結果、当該入札参加資格要件を満たす者が1人の場合は、当該落札 候補者を落札者に決定する。なお、当該入札参加資格要件を満たす者がいない場

合は、第7条の例により落札者を決定する。

(現場説明会)

- 第9条 現場説明会は、原則として実施しないこととする。ただし、工事内容等により、町長が特に必要であると認めたときは、この限りではない。
- 2 前項の、ただし書の規定により現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う 旨及び現場説明会を行う日時、場所等を公告において明らかにする。

(入札の無効等)

第10条 周防大島町条件付一般競争入札心得(郵便入札・事後審査) (平成21年制定) 第9条に該当する入札は、無効とする。

(入札結果の公表)

- 第11条 条件付き一般競争入札に付した工事については、周防大島町が発注する工事等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領(平成16年周防大島町告示第87号)に基づき、入札の結果を公表する。
- 2 前項の入札結果の公表までの間、入札経緯及び結果の問合せには、一切応じない。
- 第12条 入札参加希望者から提出された資料は、入札参加希望者に返還せず、公表 しない。

(費用の負担)

第13条 入札書及び資料の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加希望者が負担する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、条件付き一般競争入札の取扱いに必要な事項は、町長が定める。

附則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

条件付一般競争入札参加申請書

年 月 日

周防大島町長 様

申請者 住所

氏名 ①

下記工事にかかる条件付き一般競争入札に参加したいので申請します。

記

公	公 告 番 号		周防大島町公告第 号		
公	告 年	月日	年 月 日		
エ	事	名			
エ	事 場	所	周防大島町		

同種・同規模工事等の施工実績調書

年 月 日

周防大島町長

様

申請者 住所

氏名

1

	重・同規模工事			
等	の 条 件			
	工 事 名			
	発 注 者			
事	施工場所			
名等	契約金額			
	工 期	年 月 日~ 年	月 日	
	受注形態等	単 体 / 共同企業体(出資比率	%)	
工事	構造形式等			
概	規 模 等			
要等				

- 注 1 工事等の施工実績を記載すること。
 - 2 同種・同規模工事等の条件欄には、入札公告中に記載されている条件を記載す ること。
 - 3 受注形態等は、該当しないものを抹消すること。
 - 4 公告において明示した施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載 すること。
 - 5 周防大島町発注以外の工事実績を添付する場合は、証明するものを添付すること。

(発注証明、契約書の写し又は工事情報システム(CORINS)等、本調書に記載している施工実績、工事概要等がわかること)

配置予定技術者の資格・工事等経験調書

					会社名:
配	置予分	定技術	析者 I	氏名	
					資格の名称
法	令に	: ;	る免	許	取得年月日
					免許番号等
	T.	1	Į£	名	
既	発	注	者	名	
経験工	施	I	場	所	
事等	契	約	金	額	
概要	I			期	
	従	非	役	職	
I	事	等	内	容	

- 注 1 入札公告において明示した同種・同規模の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
 - 2 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。

入札参加資格要件審查結果調書

年 月 日

審查者

下記のとおり、落札候補者が入札参加資格審査の結果、 適格・非適格 であることを確認しま した。

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 開札日 年月日
- 4 審查対象者 住 所 氏 名
- 5 審査結果

	審 査 項 目		審査結果
全工事共通	地方自治法施行令第167条の4の規定に関すること	適	否(理由)
	建設業法第28条第3項の規定による営業停止に関すること	適	否(理由)
	指名停止等措置要領による指名停止に関すること	適	否(理由)
T.	入札参加資格業者名簿の登録に関すること	適	否(理由)
事ごと	施工実績に関すること	適	否(理由)
	配置予定技術者に関すること	適	否(理由)
に定	経営事項審査結果の総合評定値に関すること	適	否(理由)
める	建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可に関すること	適	否(理由)
条件	事業所の所在地に関すること	適	否(理由)
	その他()	適	否(理由)

- 注 1 審査結果は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。
 - 2 該当しない審査項目の欄は、斜線により抹消すること。

第 号 年 月 日

入札参加資格要件不適格通知書

様

周防大島町長

印

貴社が先に入札した下記工事の入札参加資格要件を審査した結果、下記の理由により入 札参加資格要件を満たさないと認め、無効としたので通知します。

なお、入札参加資格要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日を含まない)以内に苦情申立書を契約担当課に提出してください。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 開札日 年 月 日
- 4 入札参加資格要件を満たさないと認めた理由

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)